

防災学術連携体 内規

2016年1月9日設立総会決

2016年7月6日幹事会改正

2018年2月26日幹事会改正

- 1) 防災学術連携体を2016年1月9日に設立し、所在地を東京都文京区向丘1-5-4とする。
- 2) 設立時の正会員（学会）は、別表1のとおりとする。
- 3) 設立時の特任会員は、第6条第3項の規定にかかわらず、別表2のとおりとし、その任期は、第6条第4項の規定にかかわらず、設立の日から2018年3月31日までとする。
- 4) 設立時の防災連携委員は、第11条第1項の規定にかかわらず、別表3のとおりとし、その任期は第11条第3項の規定にかかわらず、設立の日から2018年3月31日までとする。
- 5) 設立時の役員、幹事および監事は、第13条第1項から第2項の規定にかかわらず、別表4のとおりとし、その任期は、第13条第6項にかかわらず、設立の日から2018年度に関する定時総会の終結のときまでとする。
- 6) 設立時の主担当学会を、第16条第4項の規定にかかわらず、土木学会（東京都新宿区四谷一丁目外濠公園内）とする。設立時の副担当学会を、第16条第4項の規定にかかわらず、日本建築学会（東京都港区芝5丁目26番20号）とする。その任期は、第16条第5項の規定にかかわらず、設立の日から2018年度に関する定時総会の終結のときまでとする。
- 7) 設立時の事務局長は、第16条第6項の規定にかかわらず、別表5のとおりとし、その任期は、第16条第7項にかかわらず、設立の日から2018年度に関する定時総会の終結のときまでとする。
- 8) 事務局を補佐するために事務局支部を、東京都文京区向丘1-5-4ワイヒルズ2階におく。事務局支部は、事務局の仕事のうち、会計、ホームページ作成および連絡事務を担う。
- 9) 正会員（学会）の会費は次の通りとする。

会員数 5,000人以上の学会	年会費 50,000円
会員数 1,000人以上5,000人未満の学会	年会費 30,000円
会員数 1,000人未満の学会	年会費 20,000円

学会の会員数とは、各学会の定款・規約等で定めた「会員」の総数をいう。

10) 賛助会員の年会費は、1口50,000円で、1口以上とする。

11) 団体等が主催する各種の行事等が、防災学術連携体の目的や活動に関連し、積極的に後援すべきと認められる場合には、主催者からの申請により、防災学術連携体の「後援」を認めることができる。ただし、資金面の支援は行わない。

・正会員（学会）および日本学術会議が主催・共催する行事等は、事務局長2名が、その内容を確認した上で「後援」を許可することができる。

・正会員（学会）および日本学術会議以外の団体が主催・共催する行事等は、事務局長2名が、その内容を確認した上で適切と認められるものについては、幹事会に「後援」の可否を諮ることができる。

12) 正会員である学会が選任する防災連携委員2名（主担当学会および副担当学会は2名または3名）のうち1名は、防災連携委員就任時に55才以下であることが望ましい。

13) この内規の変更は、幹事会の過半数の同意を得なければならない。

14) この内規は2016年1月9日より施行する。